平成２１年（フ）第２０７８号
京都市山科区御陵平林町９番地16　ハイツグランディール201号
債務者　播　紀美子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７９号
京都市山科区御陵平林町９番地16　ハイツグランディール201号
債務者　播　貴宏
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０９号
京都府宇治市五ケ庄平野５番地の２　宇治黄檗パーク・ホームズ220号
債務者　松本富美子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２０号
京都市右京区梅津高畝町２番地　グランドール梅津401号室
債務者　橋本　美恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
広島県呉市吉浦東本町３丁目９番18号
債務者　槙本作次郎
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４６号
広島県竹原市吉名町4923番地15
債務者　保手浜範史
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４７号
広島県呉市吉浦中町１丁目５番５号
債務者　古本和加子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４８号
広島県呉市安浦町大字女子畑617番地の１
債務者　梶原　雄樹
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４１１号
山口県下関市新地西町９番20―803号ネクストワン下関　永江澄雄方、住民票上の住所北九州市八幡東区川淵町８番23号
債務者　前原　忠昭
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
大分市寿町８番11号　リバーサイド寿503
債務者　田中美喜江
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５６号
大分市大字旦野原175番地　ミキハウスＢ107
債務者　村上　文香
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７８号
大分市敷戸新町１番５―402号
債務者　猪野　和代
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６１号
秋田市雄和芝野新田字寺沢24番地
債務者　鈴木さつき
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７８号
秋田市仁井田本町２丁目２番19号
債務者　北嶋　清子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目13番８号ヴィラ上福岡101、前住所埼玉県川越市大字鯨井2112番地９
債務者　明地かをり
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１００号
長野県駒ヶ根市赤穂4378番地２　コスモスハイツＢ
債務者　根橋　尚稔
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１４８号
滋賀県栗東市川辺551―２―３
債務者　スナック彩可こと　水本　文子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
大津地方裁判所民事部